

菊池市公民館は、社会教育法に基づいた「社会教育施設」です。使用する際は事前に使用者確認を行います。

◎ 以下の場合、公民館はご利用できません

- (1) 営利を主たる目的とする使用
営利を主たる目的として、以下のいずれかに該当する使用
- ① 過大な入場料・月謝等を徴収する。
 - ② 公民館内において商品の販売、契約、宣伝若しくはこれらに類することを行う。
 - ③ 特定の営利事業に公民館の名称を利用する。
 - ④ 講師又は企業等が主導で生徒を集め、公民館を自らの事業拠点として広く宣伝し、長時間、定期的・継続的に使用する。(ただし、民間社会教育事業者を除く)
 - ⑤ その他公民館に対する市民の信頼を損なう営利活動であるとき。
学習会の形態をとりながら、物品のかわりに会員資格等を売る事業等、マルチまがい商法と呼ばれているもの等は、公民館に対する市民の信頼を損なうものであり、使用(利用)を承認しない。
- ※具体例
- 商品等の販売・契約、それに関する宣伝(パンフレット、説明書、試供品等の配布)、紹介、斡旋を行う。
 - 講演会等で、特定企業のサービスや商品のみを紹介する。
 - 勉強会等で、自社製品を利用し、当該製品の宣伝を目的とした説明、パンフレット・試供品の提供等を行う。
 - イベント等で、営利企業が宣伝を目的に自社の商品を賞品・景品として無償で提供する。
- (2) 特定政党の利害に関する使用
特定の政党及び特定政党に密接に関係する政治団体等による、政党员等に限定した自らの政治活動のための使用
- 特定の政党等による使用(政党员等に限定)で、特定政党が掲げる政策や選挙運動に関する会議、研修、事務等
 - 公職選挙法に規定する選挙での立候補受理前の選挙運動を伴う私用
- (3) 特定の宗教に関する宗教活動について使用
特定の宗教の宗教活動を目的とした使用
【宗教活動とは】
- ・ 特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする積極的行為
 - ・ 宗教上の行為、祝典、儀式又は行事を含む、およそ宗教的信仰の表現である一切の行為
- 使用者を問わず、前項の宗教活動を目的に使用
 - 使用者が特定の宗教団体信者に限定した、自らの宗教に関する勉強会・講演会
 - 宗教活動としての読教、祝詞、賛美歌を歌う

◎ 社会教育法に基づく上記の事項ならびに菊池市公民館の運営方針・使用基準に沿って使用します。

使用責任者

